

# 議案第3号

教育委員会定例会資料
平成27年3月23日
教育部生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市公民館条例の一部改正に伴う規則並びに告示・訓令について
決定を要する事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安曇野市地区公民館活動補助金交付規則の制定</li> <li>○安曇野市教育委員会事務局組織規則他4規則の一部改正</li> <li>○安曇野市地区公民館建設事業補助金交付要綱の一部改正</li> <li>○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正</li> <li>○安曇野市地区公民館活動補助金交付要綱の廃止</li> </ul>
要旨	<p>安曇野市公民館条例の改正に伴い、地区公民館の定義を定める必要があります。そのため、規則を新たに制定します。</p> <p>また、これに併せ地区公民館の文言を引用している規則並びに告示・訓令を一部改正します。</p> <p>なお、要綱から規則への変更に伴い、従来の要綱を廃止します。</p>
説明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則の制定</li> <li>2 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正</li> <li>3 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正</li> <li>4 安曇野市公民館管理規則の一部改正</li> <li>5 安曇野市体育施設管理規則の一部改正</li> <li>6 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正</li> <li>7 安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱の一部改正</li> <li>8 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正</li> <li>9 安曇野市地区公民館活動補助金交付要綱の廃止</li> </ol> <p>いずれも施行は、平成27年4月1日。</p>

## 安曇野市規則第 号

### 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地区公民館が生涯学習社会にあって十分な活動ができるよう地区公民館活動に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 地区公民館とは、市内の自治公民館であって、別表第1に掲げるものとする。

#### (対象事業等)

第3条 補助金の対象事業は、地区公民館事業とする。

2 補助金の額は、別表第2の基準により算出した額とする。

#### (交付申請)

第4条 地区公民館長（以下「館長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る事業計画書

(2) 補助対象事業に係る収支予算書

#### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により館長に通知するものとする。

#### (変更申請等)

第6条 館長は、補助対象事業費（別表第2の実績割に係る経費に限る。）が申請時より増加するときは、地区公民館補助金変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、地区公民館補助金変更交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

#### (実績報告等)

第7条 館長は、補助対象事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金に係る収支決算書

(2) 補助対象事業に係る事業報告書

(3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、規則第11条に規定する補助金等確定通知書により館長に通知するものとする。

#### (交付請求)

第8条 館長は、規則第4条第4項に規定する概算支出を必要とするときは、補助金等交付（概算払）請求書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 館長は、前条の通知書の交付を受けたときは、直ちに補助金交付確定額から概算払を受けた額を減じた額を市長に請求しなければならない。

(交付の方法)

第9条 補助金は、次に定めるところにより支払うものとする。

- (1) 補助金交付決定額の9割以内は、概算払として6月30日までに館長が指定した金融機関の預金口座に振り込むものとする。
- (2) 補助金交付確定金額から前号の概算払額を減じた額は、年度内に館長が指定した金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、館長が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第2条関係)

名称
上鳥羽地区公民館
下鳥羽地区公民館
本村地区公民館
吉野地区公民館
成相地区公民館
新田地区公民館
寺所地区公民館
踏入地区公民館
新屋地区公民館
細萱地区公民館
殿村地区公民館
重柳地区公民館
真々部地区公民館
たつみ原地区公民館
飯田地区公民館
下飯田地区公民館
中曾根地区公民館
熊倉地区公民館

アルプス地区公民館
田沢地区公民館
小瀬幅地区公民館
大口沢地区公民館
徳治郎地区公民館
光地区公民館
桜坂地区公民館
柏矢町地区公民館
矢原地区公民館
白金地区公民館
等々力地区公民館
神田町地区公民館
等々力町地区公民館
穂高町地区公民館
本郷地区公民館
田中地区公民館
上原地区公民館
新屋地区公民館
古厩地区公民館
立足地区公民館
耳塚地区公民館
橋爪地区公民館
富田地区公民館
豊里地区公民館
小岩岳地区公民館
宮城地区公民館
嵩下地区公民館
柏原地区公民館
久保田地区公民館
牧地区公民館
塚原地区公民館
青木花見地区公民館

西原地区公民館
狐島地区公民館
島新田地区公民館
大門地区公民館
北小倉地区公民館
南小倉地区公民館
東小倉地区公民館
室町地区公民館
野澤地区公民館
上長尾地区公民館
下長尾地区公民館
楡地区公民館
住吉地区公民館
七日市場地区公民館
一日市場地区公民館
二木地区公民館
及木地区公民館
中萱地区公民館
岩原地区公民館
倉田地区公民館
上堀地区公民館
中堀地区公民館
下堀地区公民館
扇町地区公民館
小田多井地区公民館
田尻地区公民館
田多井地区公民館
中条地区公民館
北村地区公民館
天神原地区公民館
宮本地区公民館
中耕地地区公民館

町地区公民館
明科第一地区公民館
明科第二地区公民館
明科第三地区公民館
大足地区公民館
潮南地区公民館
潮北地区公民館
潮沢地区公民館
木戸生野地区公民館
上押野地区公民館
下押野地区公民館
塩川原地区公民館
原地区公民館
みどりヶ丘地区公民館
荻原地区公民館
中村金井沢地区公民館
小泉地区公民館

別表第2 (第3条関係)

補助金の算出基準

(1地区公民館当たり)

区分	金額
均等割 (公民館事業分)	35,000円
戸数割	戸数当たり210円
実績割	予算の範囲内で別に定める。
役員手当分	123,000円

備考 戸数は、毎年4月1日現在の区等加入世帯数とする。